

秋 田 市 の 事 業 所

平成26年経済センサス - 基礎調査地方集計による報告

秋 田 市

はじめに

この統計書は、平成26年7月1日現在で実施された平成26年経済センサス - 基礎調査における秋田市のデータを集計し、併せて簡単な解説を加えたものです。

平成26年経済センサス - 基礎調査は、個人経営の農林漁業を除く事業所の事業活動を調査し、国内における事業所の産業、従業者規模等の基本的構造を全国のおよび地域別に明らかにすることを目的としています。

本書は、事業所の基本事項のほか、市内各地域のデータを収録しました。

少子高齢化による人口減少が進むなか、産業構造も変化しており、事業所関連の資料を必要とする企画・立案などに広くご利用いただければ幸いです。

終わりに、本書を刊行するにあたり、調査にご協力いただきました事業所のみなさまをはじめ、関係機関各位に心よりお礼申し上げます。

平成28年11月

秋 田 市

目 次

I 利 用 の 前 に

平成26年経済センサス - 基礎調査の概要	2
用語の解説	5
利用上の注意	8

II 調 査 結 果 の 解 説

1 事業所数	11
2 従業者数	12
3 男女別従業者数	13
4 従業者規模別事業所数	14
5 経営組織別事業所数	16
6 経営組織別従業者数	17
7 開設の時期別事業所数および従業者数	18
8 地区別事業所数および従業者数	20

III 統 計 表

第1表 産業（小分類）別事業所数および男女別従業者数 - 全市	27
第2表 産業（中分類）、従業者規模（10区分）別従業者数および 男女別従業者数 - 全市	38
第3表 産業（中分類）、従業上の地位（6区分）別従業者数および 男女別従業者数 - 全市	46
第4表 産業（大分類）、経営組織（5区分）、開設の時期（5区分）別 民営事業所数および男女別従業者数 - 全市	50
第5表 産業（中分類）別事業所数および従業者数 - 地区別	54
第6表 産業（大分類）別事業所数および従業者数 - 大字別	58
付表 日本標準産業分類との相違項目比較表	63

I 利 用 の 前 に

平成26年経済センサス - 基礎調査の概要

1 調査の目的

平成26年経済センサス - 基礎調査は、事業所および企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所および企業の活動からなる経済の構造を全国のおよび地域的に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査の沿革

近年の経済構造の変化に対応するため、政府全体として取りまとめられた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」）2005」（平成17年6月閣議決定）において経済センサスの実施が提言された。

これを受け、経済関連の大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行い、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査として平成21年に第1回経済センサス - 基礎調査を実施し、今回は2回目に当たる。

なお、経済センサスは、経済センサス - 基礎調査と経済センサス - 活動調査の二つからなっており、経済センサス - 活動調査は、平成24年に第1回、平成28年に第2回調査を実施した。

3 調査の期日

本調査は、平成26年7月1日現在で実施した。

4 調査の対象

調査日現在、国内に所在する全ての事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）の「大分類A - 農業, 林業」、および「大分類B - 漁業」に属する個人経営の事業所。
- (2) 同産業分類の「大分類N - 生活関連サービス業, 娯楽業」のうち「小分類792家事サービス業」に属する事業所。
- (3) 同産業分類の「大分類R - サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類96 - 外国公務」に属する事業所。
- (4) 平成26年4月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域又は居住制限区域を含む調査区内の事業所。

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業の場合

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所を含めて調査した。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場で調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

(2) 運輸業の場合

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者がいる場所を事業所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所を含めて調査した。

(3) 学校の場合

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所とした。よって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所として調査した。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校を含めて調査した。

(4) 国および地方公共団体の機関

国および地方公共団体の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれ場所ごとに1事業所とした。

ただし、一般行政事務又は立法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている「係」などの組織がある場合は、それらの組織をまとめて別の事業所とした。

6 調査の方法

調査は、「甲調査」と「乙調査」の2種類からなり、対象となる事業所および企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市町村による調査に分けて行った。

(1) 甲調査（民営事業所を対象とした全数調査）

ア 調査員による調査

単独事業所および新設事業所については、調査員が調査票を配布し、収集は調査員による回収又はオンラインにより行った。

- ・総務省－都道府県－市町村－統計調査員－調査事業所

イ 総務省、都道府県、市による調査

国内に支所（支社・支店）を有する企業については、総務省が郵送により本所（本社・本店）に調査票を配布し、収集は、総務省、都道府県、市の担当区分においてオンライン又は郵送により行った。

- ・総務省－都道府県－市－調査事業所
- ・総務省－都道府県－調査事業所

・総務省－調査事業所

※ 会社(外国の会社を除く)、会社以外の法人および個人経営の事業所の本所においては、当該本所の事業主が当該支所の分も一括して報告。

(2) 乙調査 (国および地方公共団体の事業所を対象とした全数調査)

ア 市町村の調査事業所

・総務省－都道府県－市町村－調査事業所

イ 都道府県の調査事業所

・総務省－都道府県－調査事業所

ウ 国の調査事業所

・総務省－各府省－調査事業所

7 調査事項

(1) 甲調査

【事業所に関する事項】

ア 名称 イ 電話番号 ウ 所在地 エ 開設時期 オ 従業者数

カ 事業の種類 キ 業態 ク 単独事業所・本所・支所の別

ケ 年間総売上 (収入) 金額

【企業に関する事項】

ア 経営組織 イ 資本金等の額 ウ 外国資本比率 エ 決算月

オ 株式会社か否か カ 親会社の有無 キ 親会社の名称

ク 親会社の所在地および電話番号 ケ 子会社の有無および子会社の数

コ 組織全体の常用雇用者数 サ 組織全体の主な事業の種類

シ 国内および海外の支所等の有無および支所等の数

ス 本所の名称 セ 本所の所在地および電話番号

ソ 年間総売上 (収入) 金額

(2) 乙調査

ア 名称 イ 電話番号 ウ 所在地 エ 職員数 オ 事業の種類

カ 事業の委託先の名称、電話番号および所在地

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が、継続的に行われていること。

ア 民営事業所

国および地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

イ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

ウ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

2. 従業者

調査期日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

(1) 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

(3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人もしくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成26年5月と6月の二月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

(5) 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

(6) 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

(7) 臨時雇用者

1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

3. 他からの出向・派遣従業者

民営事業所において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら、当該事業所に来て働いている人をいう。

4. 民間からの従業者

国、地方公共団体の事業所において、民間の事業所から派遣されている人をいう。

5. 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類(原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの)により、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づき分類している。なお、一部の小分類項目については、小分類項目を分割したのもも小分類としている。

6. 経営組織

(1) 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区など)の事業所をいう。

(2) 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

ア 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社および会社以外の法人が該当する

ウ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社および

外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいう。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

エ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業共同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

オ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合(法人格を持たないもの)の事業所などが含まれる。

7. 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

8. 単独・本所・支所の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所をいう。

(2) 本所(本社・本店)

他の場所に同一経営の支所(支社・支店)があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分散しているような場合は、社長などの代表者がいる事

業所を本所とし、他は支所としている。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

9. 異動状況別事業所

(1) 存続事業所

調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く。）のうち、平成24年経済センサス - 活動調査でも把握された事業所をいう。

(2) 新設事業所

調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く。）のうち、平成24年経済センサス - 活動調査でも把握されていなかった事業所をいう。ただし、他の場所から移転して現在の場所に新設された事業所を含む場合がある。

(3) 廃業事業所

平成24年経済センサス - 活動調査で把握されていた事業所で調査日までに廃業した事業所（休業中の事業所を含む。）をいう。ただし、他の場所に移転して当該地区に存在しなくなった事業所を含む場合がある。

利用上の注意

- 1 本書は、総務省統計局が作成し公表している、平成26年経済センサス - 基礎調査の結果に基づき、本市に関わる部分を抜粋し作成しています。
出典：総務省「平成26年経済センサス - 基礎調査結果」
平成26年経済センサス - 基礎調査ホームページ
URL <http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/index.htm>
- 2 統計表中の「-」は、該当数値のないものを示します。
- 3 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計数値と内訳数値の計が一致しない場合があります。
- 4 従業者の総数には性別不詳を含むため、男女の計と一致しません。
- 5 産業分類別は、原則として平成25年10月改定「日本標準産業分類」の小分類項目を用いているが、一部については更に分割しています。
- 6 本書における町丁名は、平成26年7月1日現在のものを用いています。

Ⅱ 調査結果の解説

1 事業所数

平成26年7月1日現在の秋田市の事業所数（個人経営の農林漁業の事業所、および外国公務の事業所を除く。）は15,804事業所で、前回調査（平成21年7月1日現在）と比べ、766事業所（4.6%）の減少となっています。

また、産業別に見ると、「卸売業、小売業」が4,209事業所で全事業所の26.6%を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が2,002事業所（12.7%）、「生活関連サービス業、娯楽業」が1,714事業所（10.8%）となっており、上位三つの産業で7,925事業所（50.1%）と半数を占めています。

なお、ほとんどの産業が減少している中、「医療、福祉」が232事業所（2.7%）の増加となっており、高齢化が進んでいる現在、関連施設などの増加が見られます。

表1 産業（大分類）別事業所数（平成21年・26年）

産業（大分類）	事業所数		増減数	増減率(%)	構成比(%)	
	平成21年	平成26年			平成21年	平成26年
総数	16,570	15,804	▲ 766	▲ 4.6	100.0	100.0
農林、漁業	67	71	▲ 4	6.0	0.4	0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	9	8	▲ 1	▲ 11.1	0.1	0.1
建設業	1,597	1,461	▲ 136	▲ 8.5	9.6	9.2
製造業	647	603	▲ 44	▲ 6.8	3.9	3.8
電気・ガス・熱供給・水道業	20	19	▲ 1	▲ 5.0	0.1	0.1
情報通信業	197	170	▲ 27	▲ 13.7	1.2	1.1
運輸業、郵便業	404	358	▲ 46	▲ 11.4	2.4	2.3
卸売業、小売業	4,579	4,209	▲ 370	▲ 8.1	27.6	26.6
金融業、保険業	365	332	▲ 33	▲ 9.0	2.2	2.1
不動産業、物品賃貸業	936	827	▲ 109	▲ 11.6	5.6	5.2
学術研究、専門・技術サービス業	746	750	▲ 4	0.5	4.5	4.7
宿泊業、飲食サービス業	2,105	2,002	▲ 103	▲ 4.9	12.7	12.7
生活関連サービス業、娯楽業	1,785	1,714	▲ 71	▲ 4.0	10.8	10.8
教育、学習支援業	691	655	▲ 36	▲ 5.2	4.2	4.1
医療、福祉	1,020	1,252	232	22.7	6.2	7.9
複合サービス事業	94	82	▲ 12	▲ 12.8	0.6	0.5
サービス業（他に分類されないもの）	1,176	1,165	▲ 11	▲ 0.9	7.1	7.4
公務（他に分類されないもの）	132	126	▲ 6	▲ 4.5	0.8	0.8



